

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

「警備員指導者教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則」の施行に伴い、駐車監視員資格者講習に係る各種申請書等の記載内容について定めた「確認事務の委託の手続等に関する規則」が改正され、申請者等の利便向上を図る観点から、各種申請書等の記載事項から「本籍（国籍等）」が削除された。これを受けて、本県において当該各種申請書等の様式を定める千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）について、様式の記載事項の一部改正を行った。

2 改正内容

以下の申請書各様式について、「本籍」欄を削除した。

- （1）駐車監視員資格者講習受講申込書（別記第4号様式の3）
- （2）駐車監視員資格者認定申請書（別記第4号様式の4）
- （3）駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書（別記第4号様式の5）
- （4）駐車監視員資格者証交付申請書（別記第4号様式の6）
- （5）駐車監視員資格者証書換え交付申請書（別記第4号様式の7）
- （6）駐車監視員資格者証再交付申請書（別記第4号様式の8）

3 施行期日

令和8年10月1日